

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第27、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

村岡君。

議員（村岡 清邦）

議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について、反対の立場で討論します。

この条例には、地方自治法第252条の4第2項第3号に規定する派遣される職員の身分取り扱いの規定が、明確に表現されていないものです。

また、第28条第2項の規定の表記は、先日開催された、総務教育常任委員会において発言させていただいたように、その表記は適切でないのでは、と考えます。

したがって、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について、の議案に反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

私は、平成29年3月多度津町議会定例会におきまして、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について、次の点で反対討論をいたします。

今回提案された協議会の設置に関する規約案では、第4条では、協議会の担任する事務として、1. 学校給食施設の設置、2. 学校給食施設の管理、3. 学校給食の運営、4. その他学校給食に関する事務、第6条で、協議会は会長及び委員5人をもってこれを組織する、第8条、委員は関係市・町の長（会長となったものを除く）及び教育長をもってこれに充てる、第11条、職員、配分された定数の職員をそれぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとしており、発令された職員は併任、兼任となり、超多忙を極めることとなります。

また、発令された職員の仕事の穴埋めや補充のことも触れられておりません。

今、広域行政では、住民や受益者との接点を持つことができなくなっており、その結果、受益者や住民から学べないことから、職員の判断能力が落ち、逆にトップの「意思決定権」ばかりが強調される事態が起きつつあるように思われます。

意思決定だけはトップの首長周辺に集中して、トップと現場が切れた関係になる事態が進んでおり、その原因に民間でも「有機雇用従業員増加による世代間技術移転の停滞」という言葉が登場しており、人員削減と人にコストをかけないツケが技術力の低下に繋がっていることが分かってきております。

特に学校給食については現場での専門的知識分野の人、技術力のある人、受益者であるPTA、保護者代表、学校関係者、主人公である児童代表、JAや生産者団体、生産農家、地域の食関係に携わっている業者や個人の代表者など、それぞれの協議会の構成メンバーが明記されておらず、具体性に欠ける内容だと言わざるを得ません。

したがって、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定については、規約内容が不十分であり、再検討が必要であるので反対をいたします。

議長（志村 忠昭）

討論他にございませんか。

他にないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第25号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。